

地方公共団体及び農業協同組合以外で
農地を所有する者が開設する場合※（農家等）

開設方法	市民農園整備促進法による 場合 (施設整備を要する場合)	特定農地貸付法による 場合	農園利用方式による 場合 (法律の規制なし)
開設者と利用者 との権利関係	イ：貸付け ＝特定農地貸付け ロ：農作業の実施 ＝農園利用方式	・貸付け ＝特定農地貸付け	・農作業の実施 ＝農園利用方式
開設者の農地の 取得の仕方	・自己所有地	・自己所有地	
施設	・農機具収納施設、休憩施設、 トイレその他の附属施設の 設置が必要	・要件とされていない	・特に定めはない
開設手続	・「特定農地貸付け」の場合 は、開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との間で 貸付協定を締結 ・開設者が整備運営計画を作 成し、市町村に申請（内容 審査の上、市町村が認定）	・開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との 間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を作 成し、貸付協定も添え て農業委員会に申請 （内容審査の上、農業 委員会が承認）	・特に定めはない （施設を設置する場 合は、農地法第4条 の許可が必要）
開設場所	・市民農園区域 ・市街化区域	・特に定めはないが、適 切な位置にある場合に 承認	・特に定めはない
メリット	・「特定農地貸付け」につい ては、特定農地貸付法の承 認があったものとみなされ 、当該承認があった場合と 同様農地法の権利移動の許 可等が不要 ・農地法の転用許可があっ たものとみなされ、整備運 営計画に定める休憩施設等 の整備については、農地法 の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設す る場合、都市計画法の開発行 為などの許可可能	・農地法の権利移動の許 可等が不要 ・土地改良事業の参加資 格の特例	・相続税の納税猶予制 度の適用（三大都市 圏特定市の市街化区 域農地においては、 生産緑地地区のみを 対象）

※ 所有する農地で開設する場合に限る。